

# ONE CONNECTION: Japan to ASEAN

AEC Task Force



## 第1部 Re-drawing the ASEAN Map

### Newsletter

October 2015

*Baker & McKenzie* が英国の経済誌「*The Economist*」に依頼して ASEAN に拠点を置くグローバル企業 171 社を対象に行った調査においては、グローバル企業が ASEAN において統一的な販売マーケティングアプローチを採用することについて、各種の障害があると認識されている。今回は、グローバル企業が認識している具体的な障害は何か、またその解決の可能性はあるのか、といった点について考察する。【第8章までは4~9月号に掲載】

#### Key Points

- 1 ASEAN 域内での販売戦略に関する統一的なアプローチにとっての最大の障害は制度上のものであると認識されている
- 2 法制度や基準の統合は簡単ではないが、ASEAN 市場の統合による利益を享受する上で大きな一歩となると期待される

## 第9章 ASEAN における統一的販売戦略が直面する障害

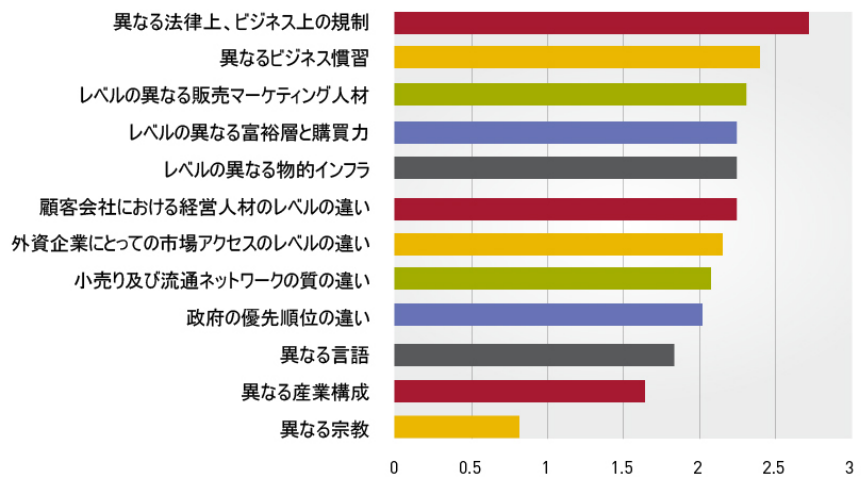
企業は、ASEAN 域内での販売戦略につき統一的なアプローチを採用する際の最大の障害は制度上のものであると考えている。文化的、経済的な要素は大きな障害にはならない。

本レポートではすでに、ASEAN 域内で統一的な販売マーケティングアプローチを採用する企業が直面する障害について多く触れてきた。企業が何を最大の障害と感じているかを知るために、我々は、企業に様々な問題を障害レベル0（障害とはならない）から障害レベル4（重大な障害となる）にランク付けしてもらおうというアンケート調査を行った。

調査の結果、最大の障害とされたのは「異なる法律上、ビジネス上の規制」であった。ASEAN 域内の業界基準は未だ統一されておらず、企業は ASEAN 各国ごとに別々のアプローチでビジネスを行うことを強いられており、このような事実が企業にとって最大の課題であることは明らかである（表1参照）。

表 1

下記ファクターは異なるASEAN各国において販売マーケティングに関し統一的なアプローチを取るにあたってどの程度重要な障害ですか？ (0=全く障害ではない 4=重大な障害である)



Source: Economist Corporate Network

興味深いことに、企業は各国消費者の特性の違いはそれほど大きな問題ではないという。たしかに、ASEAN 各国の経済成長段階の違いは、地域統一戦略を採用する際の障害として捉えられており、今回の調査においても、企業は「レベルの異なる富裕層と購買力」を 4 番目に大きな障害として捉えている。しかし一方で、宗教や言語の違いといった文化的要素は一般的に障害としてはもっとも小さいものと考えているのである。

これは ASEAN にとっては明るいニュースに違いない。調査結果は、企業が ASEAN を単一市場と見るのを困難にしている最大の障害が制度上のものであることを示しており、これは対処可能な障害である。なぜなら、言語、宗教、文化は変えることができない一方で、統一されていない規制や調和のとれていない基準を手直しすることは比較的容易だからだ。

そのような統合が簡単であるということではない。当然ながら多くの企業が、統合への変化が遅いことに不安を感じている。

例えば食料セクターを例に挙げてみよう。ユニリーバの Ter Kulve 氏は ASEAN の食料セクターに関して次のように述べている。「私は、ASEAN の食料委員会のメンバーであり、我々は、現在、食品のラベルや原料に関する事項を域内で統合しようとしている。しかし、これはとても難しい。ASEAN 各国が食料セクターに多くの労働人口を抱えており、当然のことながら、各国政府は自国の食料セクターを ASEAN 域内の競争にさらすことに消極的なのだ。」

とはいえ、各国政府が、ASEAN 市場を統合し一つの地域とすることによる利益を享受することを望むのであれば、今回の調査結果が示すように、ASEAN 域内の制度上の障害を解消することがそれに向けた大きな一歩になるだろう。



遠藤 聖志  
パートナー  
Tel: 03 6271 9495  
[Kiyoshi.Endo@bakermckenzie.com](mailto:Kiyoshi.Endo@bakermckenzie.com)

## 第2部 ベトナムの魅力と課題 —ベトナム編—

ベトナムがASEANに加盟したのは1995年であり後発加盟組である。経済発展度合でみると、ASEAN加盟国の中でも先進国に分類され、ASEANにおける地域統括拠点誘致政策を打ち出しているシンガポール、タイ、マレーシアと比較すると、ベトナムは後進でありASEANにおける役割も異なるだろう。ベトナムは、チャイナプラス1、タイプラス1としてASEAN域内における製造拠点の移管先として注目が集まっており、また、9000万人を超える人口を背景に国内消費を狙ったサービス業の参入の増加もみられる。さらに、TPPにも加盟し、TPP経済圏における経済活動の活性化にも期待が高まっている。



松丸 知津  
アソシエイト  
(ホーチミンオフィスに出向中)  
Tel: +84 8 3520 2667  
[Chizu.Matsumaru@bakermckenzie.com](mailto:Chizu.Matsumaru@bakermckenzie.com)

### Key Points

- 1 サービス業はすでに外資への市場開放が進んでいる。
- 2 製造拠点の移管先として注目が集まるものの課題も多い。
- 3 投資手続の迅速化、簡素化が新投資法および新企業法に基づき進められている。

### 1. サービス業における外資への市場開放の拡大

ASEAN 経済共同体 (AEC) は、ASEAN サービス枠組み協定 (AFAS) に基づき、ASEAN 域内の他の加盟国のサービス業に投資する場合の外資出資割合上限を 70% 以上にまで緩和することを目標として設定している。

この点、ベトナムは、他の ASEAN 加盟国と比較すると外資に対しての市場開放が進んでいる。ベトナムでは 2007 年の WTO 加盟以降、WTO 公約における市場開放スケジュールに沿ってサービス分野の市場開放が段階的に進められており、現在では、通信、航空、金融、運輸、広告サービスにおける外資出資規制は残るものの、WTO 公約で定められた多くのサービス分野において外資 100% が認められている。したがって、日本企業はこの WTO 公約に従って、多くのサービス分野において外資 100% で進出することができる。

AFAS によるベトナムの ASEAN 加盟国への市場開放は、WTO 公約での外資への市場開放の内容と概ね同様であるため、AFAS において WTO 公約よりさらに市場開放が定められている一部の業種を除いては、外資規制という観点から見れば、日本企業が ASEAN 加盟国の拠点を利用してベトナムのサービス業に投資するというメリットは限定的と思われる。以下に、いくつかのサービス分野についての外資規制の例を挙げる。

協力 : Baker & McKenzie  
ホーチミンオフィス ASEAN  
フォーカスチーム



Yee Chung Seck  
パートナー (ホーチミン)  
[YeeChung.Seck@bakermckenzie.com](mailto:YeeChung.Seck@bakermckenzie.com)

## サービス分野における外資への市場開放の状況

- 小売サービス業: WTO 公約に基づき 2009 年 1 月から外資 100%での進出が認められている。ただし、一部製品(たばこ、本・雑誌、医薬品、米等)については取扱が制限されている。また、2 店舗目以降の店舗展開にあたっては、いわゆるエコノミックニーズテスト (Economic Needs Test : ENT) が課せられる。ENT の要件が不明確であることから当局の裁量の余地が大きいため、店舗展開の予測が困難であり、多店舗展開をめざす事業は、店舗展開が容易なベトナムローカル企業へのフランチャイズ形態で行われることが多い。今後、AEC における関税撤廃、TPP 加盟により、国外からの輸入品の流入が増加し小売業も活発化することが期待される。
- 医療サービス業: 外資 100%による病院設立、運営は認められている。ただし、外資の場合は、約 2000 万米ドルの最低定款資本金要件が課される。
- 広告サービス業: 広告業ライセンスを有するベトナムローカル企業との合弁要件が定められている。もっとも、合弁における外資出資割合上限の規制はない。
- 飲食サービス業: これまで課せられていた、ホテルへの投資と並存しなければならないという要件が 2015 年に撤廃された結果、現在では外資 100%でも進出可能である。
- 運輸サービス業: いくつかの種類に分類されるが、WTO 公約によって、すでに貨物運送代理、国際海運サービスは外資 100%まで開放されている。通関サービスは、ベトナムローカル企業との合弁要件が課されているが、外資出資割合上限の規制はない。また、一部、AFAS において WTO 公約よりも自由化が進められている分野がある。例えば、内陸水路運送サービスは、WTO 公約では外資出資割合上限 49%の合弁要件が定められているが、AFAS では外資出資割合上限は 51%であり、ASEAN 加盟国にとっては有利である。もっとも、WTO 公約と国内法における矛盾もあり、今後市場開放を認めた条約に合致するよう国内法の整備が必要である。

また、2015 年 9 月 1 日施行の証券法に関する改正政令により、公開会社(上場会社および一定要件を満たす 100 名以上の株主を有する株式会社を含む。)全般に課されていた 49%の外資保有割合上限が緩和された。この改正によると、ベトナムが加盟する国際条約において外資保有割合の上限が定められている場合には、その国際条約における外資保有割合が適用されると定められている。そのため、WTO 公約等において外資に市場開放されている事業を営む公開会社につき、外資による出資の余地が拡大した。

## 2. ASEAN における製造拠点としての期待と課題

ASEAN 域内の関税撤廃に、直近の TPP 加盟もあいまって、ベトナムの製造拠点としての優位性が高まることが期待される。しかしながら、外資系企業がベトナムを製造拠点として利用するためにはいくつか対処しなければならない課題も残っている。

例えば、ベトナムでの製造拠点の設置や拡大に伴い、高度な技術を有する人材や管理者レベルの人材の需要も増加し、ASEAN 域内からベトナムへの人材流入や人材流動性が高まることが予測される。しかしながら、その



人材流動の要請に十分に対応するためには、外国人雇用の制限の緩和や労働許可証取得要件の緩和や簡素化が求められる。現時点では、労働許可証については、外国人がベトナムで就労するにあたっては、免除事由に該当する場合を除き労働許可証を取得する必要があるが、申請書類には健康診断証、犯歴証明書や大学卒業証明書などが必要となり準備が煩雑であることに加えて、2013年の労働法改正により労働許可証の最長有効期間が3年から2年に短縮された。また、外国人を雇用する会社は、外国人雇用に関する年間の計画書を作成し労働当局に提出しなければならないこととされている。

また、ベトナムに製造拠点を移管するため、前の拠点で使用していた製造機械や製造ラインをベトナムに輸入することが想定される。これに関連して、2014年7月に、老朽化した中古機械の輸入を防止することを目的に、輸入する中古機械は使用期間5年未満で元の性能の80%以上を保持していなければならないとの条件を課す通達が公布された。この通達については、公布直後から、製造業者から判断基準が曖昧である等の強い批判を受けて施行直前に施行が停止されたという経緯がある。しかしながら、条件や輸入申告手続を緩和する方針ではあるものの、現在も引き続き中古機械輸入規制導入に向けた改正作業が行われている。

さらに、時間外労働に関しては、労働法において1日4時間、月30時間および年200時間を超えてはならないとの上限規制があるが、製造業者からはこの上限規制は厳しく負担が大きいとの声があげられている。

### 3. 外国投資手続の迅速化、簡素化に向けた法整備

現地法人設立や現地企業買収の方法による外国投資の実務手続に関しては、ベトナム管轄当局の承認や届出等のライセンス手続（投資登録証明書の発行と企業登録証明書の発行から成る。）が煩雑で時間を要し、外国投資家がベトナムに投資する際の障害となっている。例えば、これまでは、外国投資家が法人を新規設立する場合、事業内容によっては6ヶ月以上の期間を要する場合も見られたところである。

この点に関連し、2015年7月から、投資手続に関連するライセンス手続の迅速化・簡素化を目標とした新投資法および新企業法が施行されている。外国投資家が法人を新規設立する場合、旧法令においてはライセンス手続に30~45営業日を要していたが、これらの新法によると、国会、首相または人民委員会の承認を要する事業を除いては、投資登録証明書の取得に15営業日、その後企業登録証明書に3営業日と合計18営業日に短縮される（下記図の例1参照）。また、ベトナム企業を買収する場合の手続は、旧法令においては外国投資家は投資証明書の取得が原則として必要であったが、新法においては手続および条件が簡素化された買収承認の手続に代わった（下記図の例2参照）。

本ニューズレターに  
関するお問い合わせ先

東京オフィス AEC タスクフォース

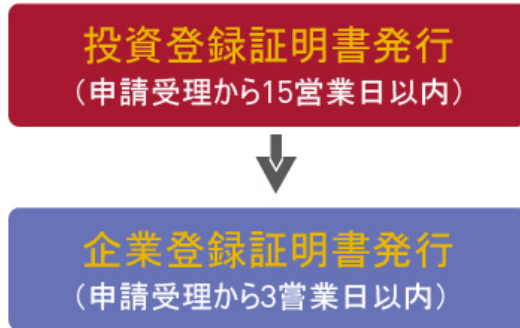


穂高 弥生子  
パートナー  
Tel: 03 6271 9461  
[Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com](mailto:Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)  
〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

## 新投資法によるライセンス手続の合理化

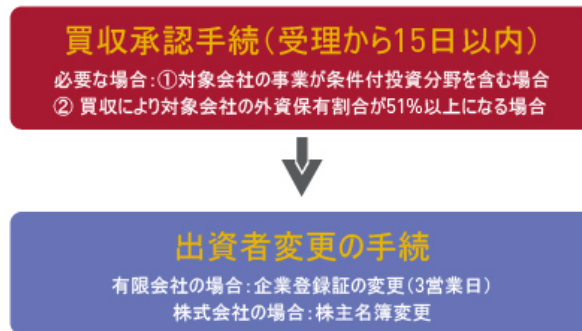
### 例1: 外国投資家による会社設立



下記の国会、首相、人民委員会の決定が必要な事業については、投資政策決定の取得も別途必要

- 国会の決定: 環境に重大な影響のあるプロジェクト等
- 首相の決定: 空港・港建設、石油ガス掘削・カジノ・ゴルフ場運営等
- 省級人民委員会の決定 - 国から土地使用権付与を受けるプロジェクト等

### 例2: 100%外資企業がベトナム企業を100%買収



また、投資や事業に関する条件が課される分野についても、その条件が明確にされる予定である。

なお、新法の施行からすでに4か月が経つものの、下位法令である政令等の策定が遅延していることもあり、いまだライセンス手続に若干の混乱がみられる。今後、政令の策定が進み運用が浸透するに従い、手続がスムーズに進むようになることが期待される。